

凡 例

この統計は、平成25年度における鳥獣保護及び狩猟行政に関し、各都道府県から提出された「鳥獣関係統計報告」を主体とし、これに環境大臣の許可権限にかかる鳥獣の捕獲件数等の資料を加え、集計とりまとめたものですが、数値等は確定したものではありません。

なお、この統計は、環境省 HP「自然環境・生物多様性＞野生鳥獣の保護及び管理（鳥獣保護法等）」(<http://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs2.html>) に掲載しています。

平成27年12月

環境省自然環境局野生生物課

（注 記）

1. 単位は原則として、各表の右段または区分欄に（ ）書きで表示しています。
2. 金額にかかる単位について千円として整理しているものについては、各項目別に千円未満を四捨五入しています。
3. 比率については、小数点以下3位を四捨五入し、これを％として表示しています。
4. 比較のため掲載している平成23年度、平成24年度の数値は、訂正等により過去の統計値とは異なっている場合があります。
5. 本統計のデータは原則として、平成25年4月から平成26年3月の値ですが、「14 環境大臣の鳥獣捕獲許可による捕獲鳥獣数（3）標識調査」については、平成25年1月から12月の値です。
6. 本統計資料は、各都道府県からの報告を集計しており、個々の数値等に関しては当該都道府県へ問い合わせください。
7. 平成18年度より「外来生物法に基づく防除による捕獲特定外来生物数」を追加しました。
8. 平成19年度より「網・わな」免許が「網」と「わな」に細分化されました。
9. 平成19年度より「33 特定猟具禁止区域・使用制限区域」を追加しました。
10. 平成20年度より鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号）の施行に伴い、対象鳥獣捕獲員に関する様式を追加しました。